

ここに
注目！

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向については「労働法ナビ」のトピックスでご覧いただけます
(<https://www.rosei.jp/lawdb/topics/>)

労働安全衛生関係

意識の消失等の症状を有する労働者が 業務として自動車を運転する場合等の健康診断等における留意点

一定の病気を原因とする事故を防止するため道路交通法が一部改正（平成26年6月1日施行）されたことに伴い、自動車を運転する労働者に対しての健康診断および健康診断後の措置等に関する留意点について通知があった。

最近、業務で自動車を運転する労働者による、運転中の意識の消失等が主な要因と思われる重大な死傷事故が発生していることから、会社としては労働者の健康状態を的確に把握することが求められており、自動車運転者を雇用する会社では注意が必要である。

意識の消失等の症状を有する労働者が業務として自動車を運転する場合等の健康診断等における留意点について（通知）（平26. 5.30 基発0530第4）

藤崎和彦 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 平成26年6月1日施行の改正道路交通法の概要

- (1)公安委員会は、免許を受けようとする者、または、免許証の更新をしようとする者に対して、一定の病気等[図表1]に該当するかどうか判断するための質問票を交付することができる
- (2)上記(1)の質問票の交付を受けた者は、必要な事項を記載した質問票を公安委員会に提出しなければならない。また、虚偽の記載等をした者に対して1年以下の懲役または30万円以下の罰金を科すことがある
- (3)医師は、診察を受けた者が一定の病気等のいずれかに該当すると認めた場合、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の

結果を公安委員会に届け出ることができる

- (4)公安委員会は、一定の病気等に該当する疑いがあると認められる場合、3カ月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる
- (5)一定の病気に関連すること等を理由として免許を取り消された者が、免許を取り消された日から起算して3年を経過しない場合、免許の再取得に当たり試験の一部を免除することとする

2. 今回発出された通達の内容

[1]業務上、自動車（大型特殊等を含む）運転に従事する者（業務上、移動手段として自動車を利

図表1 「一定の病気等」とは

- 統合失調症
- てんかん
- 再発性の失神
- 無自覚性の低血糖症
- そううつ病
- 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- 認知症
- その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断または操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
- アルコール、麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤の中毒

用する者を含む）等に対しては、労働者の健康・安全の確保のために必要な場合は、雇入れ時または定期の一般健康診断において、意識を失った、身体の一部または一部が一時的に思いどおりに動かせなくなった、活動している最中に眠り込んでしまった等の症状の有無を確認することが望ましいこと

[2] 健康診断結果および健康診断結果を受けての医師からの意見聴取等により、労働者の健康・安全の確保の観点から、必要と認められる場合は、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（健康診断結果措置指針公示7号）2(4) [図表2]に留意し、労働者の意見等も勘案しつつ、適切な事後措置等を講じる等、必要な対策をとること

[3] 上記[1]で確認することとした労働者に係る情報は、極めて機微に触れる情報であることから、事業者は、労働者の健康情報については漏洩等の防止、それを取り扱う者に対する監督等、その取り扱いに十分留意すること

なお、医師はもとより健康診断事務担当者等の健康診断等業務従事者に対しては、労働安全衛生法（昭和47年法律57号）104条に規定されている守秘義務の規定が適用されることに留意すること

図表2 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（健康診断結果措置指針公示7号）2(4)（一部抜粋）

イ 労働者からの意見の聴取等
事業者は、医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。 なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である。
ロ 衛生委員会等への医師等の意見の報告等
衛生委員会等において労働者の健康障害の防止対策及び健康の保持増進対策について調査審議を行い、又は労働時間等設定改善委員会において労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善について調査審議を行うに当たっては、労働者の健康の状況を把握した上で調査審議を行うことが、より適切な措置の決定等に有効であると考えられることから、事業者は、衛生委員会等の設置義務のある事業場又は労働時間等設定改善委員会を設置している事業場においては、必要に応じ、健康診断の結果に係る医師等の意見をこれらの委員会に報告することが適当である。（以下略）
ハ 就業上の措置の実施に当たっての留意事項
事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。（中略）また、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

3. 実務への影響と対応上の留意点

[1] 健康診断の実施

会社は雇入れ時、または定期健康診断（1回/年）を実施する義務があり、労働者も受診する義務がある（労働安全衛生法66条）。健康診断は医師が行うことから、①健康診断受診者が自動車運転者であることを通知し、②上記2.[1]について確認することを要請することが必要である。なお、これらの要請が拒否される、または、自動車運転者が自ら健康診断を受診し、その結果を証明する

書類を会社に提出（同条5項）した場合、会社が直接、確認する必要があると考える。

[2]健康診断後の措置

自動車運転に支障を来すおそれがある場合、自動車運転業務（業務上、移動手段として自動車を利用することを含む）を禁止することが必要となり、下記の措置が考えられる。

①自動車運転業務以外の業務への配置転換を行

う。なお、就業規則に配置転換を命ずる旨が記載されていることが原則となる

②病状が重く自動車運転業務以外の業務に従事させることも難しい場合、休職を命ずる、または、欠勤扱いとすることとなる。なお、休職期間満了による退職や長期欠勤による解雇もあり得ることも視野に入れながらの対応を検討すべきである

改正労働安全衛生法が公布される

平成26年6月25日、改正労働安全衛生法が公布された。改正法では、①労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者・事業場に義務づける（従業員50人未満の事業場は当分の間努力義務）ほか、②受動喫煙防止のため、事業者・事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とすること等が定められた。

施行日は、公布の日から起算して、①は1年6カ月、②は1年を超えない範囲内において政令で定める日である。

本誌では、近く厚生労働省の担当官による改正法解説を掲載予定である。

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平26. 6.25 法律82）

社会保険・厚生関係

企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

企業型確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられた。具体的には以下のとおり。施行日は平成26年10月1日である。

①他の企業年金等を実施していない場合

月額5万1000円→同5万5000円

②他の企業年金等を実施している場合

月額2万5500円→同2万7500円

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平26. 6.18 政令214）